

# 福岡市コミュニケーション支援員派遣事業実施要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、福岡市コミュニケーション支援員派遣事業（以下「本事業」という。）の実施について必要な事項を定めることにより、障がいのため意思疎通が困難な障がい者又は障がい児（以下「障がい者等」という。）が、介護者の急病等やむを得ない理由により、緊急時受け入れ・対応業務を受託した指定短期入所事業所（以下「委託緊急時受け入れ拠点」という。）及び地域生活支援拠点等整備事業に掲げる「緊急時の受け入れ・対応」機能を担う短期入所事業所（以下「認定緊急時受け入れ拠点」といい、委託緊急時受け入れ拠点及び認定緊急時受け入れ拠点を「拠点事業所等」と総称する。）を利用する場合に、当該利用者との意思疎通を十分に行うことができる者（以下「コミュニケーション支援員」という。）を派遣し、もって当該拠点事業所等の職員との意思疎通を図り、受入調整の円滑化を図ること並びに拠点事業所等及びその事業所職員の支援技術の向上を図ることを目的とする。

## (実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、福岡市（以下「市」という。）とする。

## (対象者)

第3条 本事業の対象者（以下「対象者」という。）は、障がいのため意思疎通が困難な障がい者等のうち、介護者の急病等やむを得ない理由により拠点事業所等の利用（拠点事業所等の事前登録を含む。）が必要となった、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 重度身体障がい児・者（医療的ケア等）

(2) 強度行動障がい児・者

(3) 前2号に掲げる者のほか、障がい特性により意思疎通が困難なケースで、本事業を利用しなければ、拠点事業所等での受け入れが困難であると判断されるもの

2 前項各号に該当するか否かの確認は、区障がい者基幹相談支援センター（以下「区基幹センター」という。）が拠点事業所等、障がい福祉サービス事業所、指定特定相談支援事業所等の関係機関と連携のうえ、別途定めるチェックシートに基づき行う。

## (対象事業所)

第4条 本事業において、コミュニケーション支援員を派遣する事業所（以下「派遣元」という。）及び受け入れる事業所（以下「派遣先」という。）は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 派遣元 指定障がい福祉サービス事業所、指定特定相談支援事業所、指定一般相談支援事業所、指定障がい児通所支援事業所、指定障がい児相談支援事業所、指定訪問看護事業所、地域活動支援センター

(2) 派遣先 拠点事業所等

## (事業内容)

第5条 本事業は、派遣元が派遣先に対し、その職員をコミュニケーション支援員として

派遣することにより行う。

- 2 コミュニケーション支援員は、対象者に対し、拠点事業所等において、複数事業所の職員で共同支援（拠点事業所等との意思疎通の円滑化を図るための支援をいう。以下同じ。）を行う。

（共同支援にあたる職員の数）

第6条 共同支援にあたる職員（当該拠点事業所等以外の施設等に所属する職員をいう。以下同じ。）の数は、原則として2人までとする。ただし、当該拠点事業所等を経営する法人内の他施設・事業所の職員が共同支援を行う場合、その数は1人までとする。

（事業に要する費用）

第7条 本事業に基づく委託料は、別表第一に定めるとおりとする。

- 2 前項の委託料を算定するに当たり、1時間未満の端数があるときは、1時間とみなす。

（事業の実施）

第8条 本事業は、次に掲げる順序に従って実施する。

- (1) 対象者及びその家族（以下「対象者等」という。）から区基幹センターに対し相談（区基幹センターから対象者等に対し、事前登録等利用に向けて連絡を取る場合を含む。）があったときに、区基幹センターが対象者についてヒアリングを行うほか、拠点事業所等、障がい福祉サービス事業所、指定特定相談支援事業所等の関係機関と連携のうえ、チェックシートに基づき、対象者の確認を行うこと。この場合において、緊急時対応の場合は、緊急時受け入れの要件の確認も行うものとする。
- (2) 区基幹センターが、対象者等に対し、共同支援を行うことを説明し、同意を得ること。
- (3) 区基幹センター及び拠点事業所等が、指定特定相談支援事業所等関係機関、対象者等へのヒアリングにより情報を収集し、共同支援にあたる職員の調整を行い、当該職員及びその所属施設、事業所長の同意を得たうえで、共同支援にあたる職員を選定すること。
- (4) 派遣元が派遣先に対しコミュニケーション支援員を派遣した上、共同支援を実施し、拠点事業所等への受け入れを実施すること。

（事務局）

第9条 事務局は、市から委託を受けた拠点事業所等が担うものとする。

（事業実施後の手続き）

第10条 派遣元は、本事業の実施後速やかに、振込口座がわかる資料とともに、福岡市コミュニケーション支援員派遣事業 支援報告書（様式第1号）を事務局に提出しなければならない。

（検査）

第11条 事務局は、前条の規定により提出を受けた当月分の業務（以下「当該精算対象業務」という。）の実績を福岡市コミュニケーション支援員派遣事業 実績報告書（様式第

2号)にまとめ、次に掲げる書類とともに翌月15日までに市長に提出し、検査を受けなければならない。

- (1) 市指定様式の部分完了届
- (2) 福岡市コミュニケーション支援員派遣事業 支援報告書(様式第1号)
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による提出を受けたときは、提出を受けた日から10日以内に、当該精算対象業務の完了を確認するための検査を完了しなければならない。

3 事務局は、当該精算対象業務が前項の検査に合格しないときは、直ちに、必要な措置をとった上、市長の検査を受けなければならない。この場合においては、必要な措置の完了を当該精算対象業務の完了とみなして、前2項の規定を適用する。

(請求及び支払)

第12条 事務局は、前条第2項(同条第3項後段の規定により適用される場合を含む。)の検査に合格したときは、当該精算対象業務に相応する委託料の支払を請求することができる。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、適法な支払請求を受けた日から30日以内に、当該精算対象業務に相応する委託料を支払わなければならない。

(派遣元への支払)

第13条 事務局は、委託料のうち、事務経費を除く額を派遣料として派遣元に支払わなければならない。

(委託料等の返還)

第14条 市長は、事務局又は派遣元が、虚偽その他の不正な手段(以下単に「不正」という。)により委託料又は派遣料(以下「委託料等」という。)の支払を受けた場合は、不正を行った事務局又は派遣元に委託料の全額又は一部を返還させることとする。

(事業者の遵守事項)

第15条 事務局及び派遣元は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 支援内容等について記録を作成し、これを5年間保存すること。
- (2) 本事業によるサービスの提供の際、事故等が発生した場合は、対象者の家族及び市長に遅滞なく報告及び連絡するとともに、必要な措置を講じること。
- (3) 業務上知り得た障がい者等及びその家族の個人情報の保護に十分留意すること。

(報告等)

第16条 市長は、本事業の実施に関して必要と認めるときは、事務局及び派遣元に対し、本事業に係る報告及び書類の提示を命じ、関係者に対して質問し、又は関係のある場所に立ち入り、必要な調査をすることができる。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、本事業を実施するに当たり必要な事項については、福祉局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第一（第7条関係）

福岡市コミュニケーション支援員派遣事業 委託料

(単位：円)

	1時間	2時間	3時間	4時間	5時間	6時間	7時間	8時間
委託料	1,760	3,520	5,280	7,040	8,800	10,560	12,320	14,080

※ 8時間を超える支援の場合、1時間の委託料に支援時間を掛けて算出する。

※ 事務局には1件あたり、1,760円の事務経費を上乗せして委託料を支払い、それ以外の委託料を派遣料として事務局から派遣元に支払う。

福岡市コミュニケーション支援員派遣事業 支援報告書

(派遣元→事務局)

報告日： 令和 年 月 日

実施施設： \_\_\_\_\_

報告者： \_\_\_\_\_

実施日時	令和 年 月 日 ( ) 時 ~ 日 ( ) 時・・・活動時間 ( 月 日 ( ) 時 ~ 月 日 ( ) 時 ~)・・・共同支援の時間です		
実施施設	_____		
共同支援者	_____		
利用者氏名	_____		
時間	活動	利用者の状況	支援の内容
※共同支援 開始時間			
支援の成果，課題に関する所見等			
＜共同支援者記入欄＞		＜共同支援を受け入れた事業所記入欄＞	
記入者： _____		記入者： _____	

(宛先) 福岡市長

福岡市コミュニケーション支援員派遣事業 実績報告書

(事務局→市)

受託者名：

<令和●年●月分>

○委託料計算

・支援員派遣費

単価 (A)	実施時間 (B)	金額 (A) × (B)
1,760	0	0

・事務局経費 (人件費等)

単価 (C)	回数 (D)	金額 (C) × (D)
1,760	0	0

**合計** 0 円

○支援内容

	年月日	派遣元事業所	派遣先事業所	支援時間	支払予定額
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					